

令和 3 年度

石見銀山協働会議

石見銀山基金研究活動宿泊助成金募集要項

お問い合わせ先：

〒699-2301 大田市仁摩町仁万 562 番地 3

大田市役所仁摩支所内

NPO 法人石見銀山協働会議 事務局

TEL : 0854-88-9123 FAX : 0854-88-9124

MAIL : info@ginzan-npo.jp

HP : <http://ginzan-npo.jp/>

対応時間：平日 9 時 0 0 分～17 時 0 0 分

NPO 法人石見銀山協働会議

1. 石見銀山協働会議 石見銀山基金研究活動宿泊助成金について

石見銀山協働会議 石見銀山基金研究活動宿泊助成金（以下、「助成金」）は、大学生など若手研究者が石見銀山遺跡の現地調査を目的として大田市内で宿泊する場合を対象に、宿泊費の一部を助成するものです。

この助成金は、石見銀山基金に基づき、NPO 法人石見銀山協働会議が運営します。石見銀山基金は、石見銀山遺跡を適正に保全活用し、未来へ確実に継承していくために民間と行政が協働し、幅広い活動を持続的に実施するため、島根県内外の個人・法人・団体から寄附を募り、石見銀山遺跡の保全活用等の事業を支援することを目的に、積み立てられた基金です。

2. 助成の対象となる活動

自然、産業、歴史、社会、文化等、石見銀山遺跡の本質に関する現地調査を目的として、大田市内で宿泊する若手研究者が対象です。

助成対象となる宿泊施設は、下記に掲載の施設に限り、民泊やキャンプ等の宿泊は助成対象になりません。

（大田町）スカイホテル大田、大田パストラル、小さなお宿泉弘坊、あすてらす、
大田市ゲストハウス雪見院

（大森町）宗岡家、ゆずりは

（温泉津町）旅の宿 輝雲荘、旅館 後楽、宿坊 清水大師、旅館 高見屋、なかのや旅館、
のがわや旅館、旅館 廣島屋、旅館 ますや、もりもと旅館

（仁摩町）湯迫温泉旅館、城福寺ユースハウス

（波根町）金子旅館、武田旅館

（三瓶町）国民宿舎 さんべ荘、四季の宿 さひめ野、小屋原温泉 熊谷旅館、
池田ラジウム鉱泉

3. 助成対象者

大学院、大学、短期大学、高等専門学校、大学校に在学中の学生が対象です。

4. 助成額

1泊につき1人 5,000円とします。ただし、宿泊料がこれを下回る場合は、実費分を助成します。単一年度内の助成額は1人 10,000円を上限とします。

団体の場合は、1団体あたり 50,000円を上限とし、単一年度内の上限も同額とします。

5. 募集期間

令和3年4月1日（木）から令和4年2月28日（月）まで随時受付します。（令和4年3月31日（木）までの宿泊が対象。）

ただし、締め切り前に助成予算額に達した場合は、その時点で募集を終了します。

6. 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、宿泊当日までに届くよう、NPO 法人石見銀山協働会議の事務局まで提出してください。提出方法は、郵送、FAX、メールのいずれかとします。

受理は先着順とし、受理後に受付番号を通知します。

助成の可否と金額は、事業後に提出していただく「助成金申請書」および添付書類をもとに審査し、結果を通知します。

7. 助成金申請書の提出

現地調査終了後、14日以内に助成金申請書と宿泊施設の領収書（コピー不可）を郵送してください。審査の上、採択の可否と金額を決定し、文書で通知します。申請書の提出から決定までに1ヶ月程度要します。

領収書の宛名には、本人または所属団体名を記入してください。

8. 助成金の支払いについて

採択の場合、助成金は口座振込で支払います。支払い額は決定額から振込手数料を引いた額になります。団体で申請の場合、1口座にまとめて支払い、個人単位での振込はできません。

9. 応募・申請先

NPO 法人石見銀山協働会議 事務局

住所：〒699-2301 島根県大田市仁摩町仁万562番地3

大田市役所仁摩支所内

電話：0854-88-9123 FAX：0854-88-9124

E-mail：info@ginzan-npo.jp

○石見銀山協働会議 石見銀山基金研究活動宿泊助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 世界遺産石見銀山遺跡の現地調査を行う際に、大学院、大学、短期大学、高等専門学校、大学校(以下「申請者」という。)に対し、石見銀山協働会議 石見銀山基金研究活動宿泊助成金(以下「助成金」という。)を財源に、予算の範囲内で助成金を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(助成対象事業、助成額等)

第2条 助成金の対象となる事業は、特定非営利活動法人石見銀山協働会議(以下「協働会議」という。)が助成金事業に選定した事業とし、助成金の助成額は、次のとおりとする。

2 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、前項に規定する事業に要する経費で、理事長が別に定めるものとする。

(助成金の応募、受理の決定)

第3条 助成金の応募を受けようとする申請者は、理事長が必要と認める書類を添えて石見銀山協働会議 石見銀山基金研究活動宿泊助成金応募用紙(様式第1号)を理事長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を精査し、石見銀山協働会議 石見銀山基金研究活動宿泊助成金受理通知書(様式第2号)により当該応募者に通知するものとする。

(助成金の申請書、交付の時期)

第4条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、石見銀山協働会議 石見銀山基金研究活動宿泊助成金申請書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、事業の完了日から起算して14日を経過した日とする。

3 助成金は、助成事業者が助成事業を完了した後において交付するものとする。

4 助成事業者は、前項の規定により助成事業完了後に助成金の交付を受けようとするときは同条1項に規定する申請書を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第5条 理事長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、石見銀山協働会議 石見銀山基金研究活動宿泊助成金決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(帳簿等の保管)

第6条 助成事業者は、当該事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、助成金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

別表 (第 2 条関係)

区分		補助限度額	
石見銀山協働会議 石見銀山基金研究 活動宿泊助成金	自然、産業、歴史、社会、文化等、石見銀山遺跡の本質に関する現地調査を目的とした大田市内での宿泊	1泊1人	5千円
		単一年度内の場合、1泊1人	1万円
		単一年度内で団体の場合、1団体	5万円

様式第1号（第3条関係）

石見銀山協働会議 石見銀山基金研究活動宿泊助成金応募用紙

NPO 法人石見銀山協働会議理事長 様

石見銀山協働会議 石見銀山基金研究活動宿泊助成金を利用したいので、下記のとおり申し込みます。

所 属 (学校名・学部等)	
利用希望者氏名 補助希望者全員の氏名を記入してください。	
代表者名と連絡先 学校の住所でも可。ただし、電話番号と e-mail は本人と直接連絡がとれること。	(氏名) (住所) (電話番号) (e-mail)
指導・担当教官氏名 教官の所属が申請者と異なる場合は教官の所属も記入してください。	
宿泊予定日	
現地調査の概要	

様式第2号（第3条関係）

第 号

様

令和 年 月 日付けで応募のあった石見銀山協働会議 石見銀山基金
研究活動宿泊助成金について、下記のとおり申請を受理します。

令和 年 月 日

NPO 法人石見銀山協働会議理事長

様式第3号（第4条関係）

石見銀山協働会議 石見銀山基金研究活動宿泊助成金申請書

NPO 法人石見銀山協働会議理事長 様

石見銀山協働会議 石見銀山基金研究活動宿泊助成金を受けたいので、下記の通り申請します。

申請日 令和 年 月 日

受理番号	* 応募受理時に通知した番号を記入
申請者（代表者）氏名	印
指導・担当教官氏名	
申請者の連絡先	(住所) (電話番号) (e-mail)
宿泊日	
助成希望額 (変更がある場合)	
振込口座	_____銀行・金庫_____店・営業所 口座種別 普通・当座 口座番号_____ 口座名義_____

【添付資料】

1. 宿泊補助金報告書（別紙様式）
2. 宿泊施設の領収書（押印があるもの。原本に限る）

* 領収書は報告書の裏面に添付のこと。

石見銀山協働会議 石見銀山基金研究活動宿泊補助金報告書

<p>調査の目的</p> <p>(50～100文字)</p>	
<p>今回の調査内容</p> <p>(100～200文字)</p>	
<p>今後の展望・計画</p> <p>(50～100文字)</p>	
<p>調査状況がわかる写真</p> <p>(簡潔な説明文をつけてください。)</p>	

※裏面に領収書を添付。

様式第4号（第5条関係）

石見銀山協働会議 石見銀山基金研究活動宿泊助成金決定通知書

様

NPO 法人石見銀山協働会議
理事長 中村唯史

令和 年 月 日付で申請があったこのことについて、下記の通り決定します。

採択・不採択

助成額 円

振込予定日 月 日頃

*ただし、振込額は振込手数料を引いた額になります。